(表)

様式第1号(第3条関係)

農業者健康管理センター使用許可申請書(許可書)

年　　月　　日

酒田市長　　　　様

申請者　住所

氏名

電話番号(　　　　)　―

　農業者健康管理センター施設を使用したいので、申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 使用日時 | 年　　月　　日　　午前　午後　　時　　分から  年　　月　　日　　午前　午後　　時　　分まで |
| 使用室 | 会議室(36畳)　　会議室(12畳)　　会議室(8畳) |
| 使用目的 |  |
| 使用人数 | 人 |
| ※(申請人記入不要)上記のとおり　　　　許可する。　不許可とする。  年　　月　　日  酒田市長 | |

※2部提出

(裏)

1　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、酒田市長に対して審査請求をすることができます。

2　この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、酒田市を被告として(訴訟において酒田市を代表する者は酒田市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。